

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料 正誤表

サービス名	頁	項目番号	位置	誤	正								
訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	11		表「定期巡回・随時対応サービス」の行「減算の内容」の列 3行目	<p style="text-align: center;"><u>900単位/月</u> 減算</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>該当サービス</th> <th>減算の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期巡回・随時対応サービス</td> <td> <p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p> </td> </tr> </tbody> </table>	該当サービス	減算の内容	定期巡回・随時対応サービス	<p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p>	<p style="text-align: center;"><u>900単位/月</u> 減算</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>該当サービス</th> <th>減算の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期巡回・随時対応サービス</td> <td> <p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p> </td> </tr> </tbody> </table>	該当サービス	減算の内容	定期巡回・随時対応サービス	<p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p>
該当サービス	減算の内容												
定期巡回・随時対応サービス	<p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p>												
該当サービス	減算の内容												
定期巡回・随時対応サービス	<p style="text-align: center;">600単位/月 減算 <u>900単位/月</u> 減算</p>												
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	12		枠内「第226条」の「6」3行目	3月に <u>1</u> 以上	3月に1回以上								
介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護（老健以外） 介護予防短期入所療養介護（老健以外）	2		表「前々月」の行「備考」の列 7～8行目	<p>（午後3時以降は申請の受付はいたし</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたし</td> </tr> </tbody> </table>	備考	この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたし	<p>（午後3時以降は申請の受付はいたしません。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたしません。）</td> </tr> </tbody> </table>	備考	この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたしません。）				
備考													
この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたし													
備考													
この時点で、事業所に従事する予定の従業者が確定していなければなりません。 金融機関への手数料納付の関係上、予め来庁時間をご連絡いただき、できるだけ午前中にお越し下さいますようお願いいたします。（午後3時以降は申請の受付はいたしません。）													